

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度				法人名			
被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	平 . .	法人税額の特別控除額の計算	税 額 控 除 限 度 額 $\left((3) \times \frac{10}{100} \right) \text{ 又は } \left((6) \times \frac{20}{100} \right)$	7	円
	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2			調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	8	
	同上のうち損金の額に算入される金額	3			当 期 税 額 基 準 額 $(8) \times \frac{20}{100}$	9	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福 島 県 知 事 の 認 定 又 は 確 認 を 受 け た 日	4	平 . .		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((7) と (9) のうち少ない金額)	10	
	当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	5			法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十五)「38の②」)	11	
	同上のうち損金の額に算入される金額	6			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (10) - (11)	12	

別表六(二十四) 平二十七・四・一以後終了事業年度分

別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る
国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例
法」といいます。）第17条の3第1項《復興産業集積区
域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特
別控除》、第17条の3の2第1項《企業立地促進区域に
おいて避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特
別控除》又は第17条の3の3第1項《避難解除区域等
において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特
別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「福島県知事の認定又は確認を受けた日4」は、震災

特例法第17条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合
には「又は確認」を消し、震災特例法第17条の3の3第
1項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消し
ます。

- 3 「税 額 控 除 限 度 額
 $\left((3) \times \frac{10}{100} \right)$ 又は $\left((6) \times \frac{20}{100} \right)$ 7」は、震災特例法
第17条の3第1項の規定の適用を受ける場合には
「又は $\left((6) \times \frac{20}{100} \right)$ 」を消し、震災特例法第17条の3の2
第1項又は第17条の3の3第1項の規定の適用を受ける
場合には「 $\left((3) \times \frac{10}{100} \right)$ 又は」を消します。